

昭和四十二年農林省令第五十号

外国人漁業の規制に関する法律施行規則
外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第二条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、外国人漁業の規制に関する法律施行規則を次のように定める。

第一条 外国人漁業の規制に関する法律（以下「本邦に含まれる附属の島」）

「法」という。）第二条第一項の農林水産省令で定める附属の島は、本州、北海道、四国及び九州に附属する島のうち、当分の間、歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島を除いたものとする。

（軽易な水産動植物の採捕）

第二条 法第三条ただし書の農林水産省令で定める軽易な水産動植物の採捕は、次に掲げる水産動植物の採捕で、第一号、第二号及び第四号に掲げるものにあつては総トン数三トン未満の船舶により若しくは船舶によらないで行うもの又は適法に我が国に在留する外国人が日本の国籍を有する漁業者（人に水産動植物の採捕をさせることを業とする者を含む。）の管理の下に総トン数三トン以上の日本船舶により行うものと、第三号に掲げるものにあつては船舶によらないで行うものとする。ただし、第四号に掲げるものにあつては、農林水産大臣が別に定めて告示する水域及び期間において行うものに限るものとする。

（寄港の許可の申請）

第三条 法第四条第一項の規定による許可を受けようとする船長は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 船長の氏名及び国籍
二 当該外国漁船の名称、種類、旗国（海洋法に関する国際連合条約第九十一条2に規定するその旗を掲げる権利を有する国をいう。以下同じ。）、総トン数、長さ、幅及び喫水、旗国における船舶の登録に係る番号、国際海事機関船舶識別番号、呼出符号並びに船舶の外部から当該船舶を識別できる番号、当該外国

（寄港の許可の申請）

第三条 法第四条第一項の規定による許可を受けようとする船長は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

（投網による水産動植物の採捕）

第三条 法第四条第一項の規定による許可を受けようとする船長は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

（ひき網による水産動植物の採捕）

第三条 法第四条第一項の規定による許可を受けようとする船長は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

（寄港の許可の申請）

第三条 法第四条第一項の規定による許可を受けようとする船長は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

（投網による水産動植物の採捕）

第三条 法第四条第一項の規定による許可を受けようとする船長は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

（ひき網による水産動植物の採捕）

第三条 法第四条第一項の規定による許可を受けようとする船長は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

（寄港の許可の申請）

第三条 法第四条第一項の規定による許可を受けようとする船長は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

（投網による水産動植物の採捕）

第三条 法第四条第一項の規定による許可を受けようとする船長は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

（ひき網による水産動植物の採捕）

第三条 法第四条第一項の規定による許可を受けようとする船長は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

（寄港の許可の申請）

第三条 法第四条第一項の規定による許可を受けようとする船長は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

漁船との連絡手段並びに当該外国漁船が水產資源の持続的な利用に関する国際機関その他との国際的な枠組み（以下「国際的な枠組み」という。）に登録されている場合にあつては、当該登録に係る番号（以下「名称等」といいう。）

当該船舶の有する漁ろう設備の種類並びに衛星船位測定送信機（人工衛星を利用し、船舶の位置の測定及び送信を行う機器）であつて、次に掲げる基準に適合するものをいう。以下同じ。）の有無、種類、情報の送信先及び当該外国漁船内に備え付けることを要求している国又は国際的な枠組み

八 当該外国漁船を寄港させようとする年月日時及び期間並びに当該寄港の目的
九 当該寄港の前最後に当該外国漁船を寄港させた港の名称及び所在地並びに入出港の年月日並びに次に当該外国漁船を寄港させようとする港の名称及び所在地並びに当該港までの航海の目的

前項の申請書には、次に掲げる事項を記載し

2

書面を添付しなければならない。

一 当該外国漁船が漁業の用に供され、又は漁場から漁獲物等を運搬する際に必要とされる当該外国漁船の旗の効力を有する漁業に係る許可を有している旨

二 当該外国漁船が沿岸国（旗國を除く。以下の号において同じ。）の主権又は管轄権の下にある水域において漁業の用に供され、又は漁獲物等を運搬する場合にあつては、当該沿岸国

の効力を有する漁業に係る許可を有してい

る旨

三 当該外国漁船に積載されている漁獲物等が沿岸国の主権又は管轄権の下にある水域で採捕されたものである場合にあつては、当該漁獲物等が当該沿岸国が決定した水産資源の適切な保存及び運用のための措置に違反して採捕されたものではない旨

四 当該外國漁船に積載されている漁獲物等が当該外國漁船に積載されている漁獲物等が国際的な枠組みにより当該国際的な枠組みが決して水産資源の適切な保存及び管理のための措置を適用することとされているもので

ある場合にあつては、当該漁獲物等が当該措置に違反して採捕されたものではない旨

五 前各号に掲げるもののほか、当該外國漁船が国際的な枠組みにより我が国が本邦の港への寄港の禁止その他の必要な措置を講ずることが必要である旨が決定される原因となる行為をしていない旨

六 当該漁獲物等を当該外國漁船から他の船舶に転載し、又は他の船舶から当該外國漁船に積み込んだ場合には、その場所及び年月日、当該他の船舶の名称、旗國及び国際海事機関船舶識別番号その他の当該他の船舶を特定することができる情報並びに当該漁獲物等の品名等

七 漁獲物等を当該外國漁船から他の外國漁船に転載し、又は他の船舶から当該外國漁船に積み込んだ場合には、その場所及び年月日、当該他の船舶の名称、旗國及び国際海事機関船舶識別番号その他の当該他の船舶を特定することができる情報並びに当該漁獲物等の品名等

八 当該漁獲物等の転載又は積込みの前最後に当該外國漁船及び当該他の船舶又は当該他の外國漁船を寄港させた港の名称及び所在地並びに入出港の年月日並びに次に当該外國漁船及び当該他の船舶又は当該他の外國漁船を寄港させようとする港の名称及び所在地並びに当該港までの航海の目的

九 前項の申請書には、前条第二項各号に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

一 令第四条第二号の規定による許可で法第六条第二項の規定の適用の除外に係るものを受けようとする外國漁船以外の船舶の船長は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

二 当該船舶及び当該外國漁船の船長の氏名及び国籍

三 当該外國漁船の有する漁ろう設備の種類並びに衛星船位測定送信機の有無、種類、情報の送信先及び当該外國漁船内に備え付けることを要求している国又は国際的な枠組み

三 当該外國漁船及び当該他の船舶（外國漁船に限る。以下この号及び次号において同じ。）又は当該他の外國漁船の有する漁ろう設備の種類並びに衛星船位測定送信機の有無、種類、情報の送信先並びに当該外國漁船及び当該他の外國漁船又は当該他の外國漁船内に備え付けられることを要求している国又は国際的な枠組み

四 当該外國漁船及び当該他の船舶又は当該他の外國漁船に積載されている漁獲物等の品名等並びに当該外國漁船及び当該他の船舶又は当該他の外國漁船の漁業の内容等

五 当該外國漁船及び当該他の船舶又は当該他の外國漁船の所有者その他当該外國漁船及び当該他の船舶又は当該他の外國漁船を使用する権利を有する者の氏名等

六 当該漁獲物等の品名等、仕向地及び所有者の氏名等

七 漁獲物等を当該外國漁船から他の外國漁船に転載し、又は他の船舶から当該外國漁船に積み込んだ場合には、その場所及び年月日、当該他の船舶の名称、旗國及び国際海事機関船舶識別番号その他の当該他の船舶を特定することができる情報並びに当該漁獲物等の品名等

八 当該漁獲物等の転載又は積込みの前最後に当該外國漁船及び当該他の船舶又は当該他の外國漁船を寄港させた港の名称及び所在地並びに入出港の年月日並びに次に当該外國漁船及び当該他の船舶又は当該他の外國漁船を寄港させようとする港の名称及び所在地並びに当該港までの航海の目的

九 前項の申請書には、前条第二項各号に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

一 令第四条第二号の規定による許可で法第六条第二項の規定の適用の除外に係るものを受けようとする外國漁船以外の船舶の船長は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

二 当該船舶及び当該外國漁船の船長の氏名及び国籍

三 当該外國漁船の有する漁ろう設備の種類並びに衛星船位測定送信機の有無、種類、情報の送信先及び当該外國漁船内に備え付けることを要求している国又は国際的な枠組み

四 当該外国漁船に積載されている漁獲物等の品名等及び当該外国漁船の漁業の内容等	五 当該船舶及び当該外国漁船の所有者その他当該船舶及び当該外国漁船を使用する権利を有する者の氏名等
六 当該漁獲物等の品名等、仕向地及び所有者の氏名等	七 当該漁獲物等の積込みの前最後に当該船舶及び当該外国漁船を寄港させた港の名称及び所在地並びに入出港の年月日並びに次に当該船舶及び当該外国漁船を寄港させようとする船舶の名称及び所在地並びに当該港までの航海の目的
八 当該漁獲物等の積込みの前最後に当該外國漁船を寄港させた港の名称及び所在地並びに入出港の年月日並びに次に当該外國漁船を寄港させようとする船舶の名称及び所在地並びに当該港までの航海の目的	九 当該漁獲物等の積込みの前最後に当該外國漁船を寄港させた港の名称及び所在地並びに入出港の年月日並びに次に当該外國漁船を寄港させようとする船舶の名称及び所在地並びに当該港までの航海の目的
十 当該漁獲物等の積込みの前最後に当該外國漁船を寄港させた港の名称及び所在地並びに入出港の年月日並びに次に当該外國漁船を寄港させようとする船舶の名称及び所在地並びに当該港までの航海の目的	十一 当該漁獲物等の積込みの前最後に当該外國漁船を寄港させた港の名称及び所在地並びに入出港の年月日並びに次に当該外國漁船を寄港させようとする船舶の名称及び所在地並びに当該港までの航海の目的

3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約三秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約一秒間継続する吹鳴又は投光をいう。	4 令第四条第二号の規定による許可で法第六条第三項の規定の適用の除外に係るものを受けようとする外國漁船以外の船舶の船長は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。
5 この省令は、法の施行の日（昭和四十二年十月十二日）から施行する。	一 前項第一号から第六号までに掲げる事項
6 この省令は、昭和四十三年五月十日から施行する。	二 当該漁獲物等の陸揚げ又は転載の前最後に当該船舶を農林水産大臣に提出しなければならない。
7 この省令は、昭和四三年五月一日農林省令第二六号）抄	三 当該漁獲物等の積込みの前最後に当該外國漁船を寄港させた港の名称及び所在地並びに当該港までの航海の目的
8 この省令は、昭和四三年六月二六日農林省令第四六号）抄	四 当該漁獲物等の積込みの前最後に当該外國漁船を寄港させた港の名称及び所在地並びに当該港までの航海の目的
9 この省令は、昭和四四年五月一日農林省令第四六号）抄	五 当該漁獲物等の積込みの前最後に当該外國漁船を寄港させた港の名称及び所在地並びに当該港までの航海の目的
10 この省令は、昭和四四年五月一日農林省令第四六号）抄	六 当該漁獲物等の積込みの前最後に当該外國漁船を寄港させた港の名称及び所在地並びに当該港までの航海の目的
11 この省令は、昭和四四年五月一日農林省令第四六号）抄	七 当該漁獲物等の積込みの前最後に当該外國漁船を寄港させた港の名称及び所在地並びに当該港までの航海の目的

1 前項において、「長音」又は「長光」とは、約三秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約一秒間継続する吹鳴又は投光をいう。	2 前項の停船命令は、同項の検査又は質問を定による検査又は質問をするため必要があるときは、漁業、水産動植物の採捕、採捕準備行為又は探査に係る船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し、停船を命ずることができる。
3 この省令は、法の施行の日（昭和四十二年十月十二日）から施行する。	4 令第四条第二号の規定による許可で法第六条第三項の規定の適用の除外に係るものを受けようとする外國漁船以外の船舶の船長は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。
5 この省令は、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律の施行の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。	一 前項第一号から第六号までに掲げる事項
6 この省令は、昭和四十三年五月十日から施行する。	二 当該漁獲物等の陸揚げ又は転載の前最後に当該船舶を農林水産大臣に提出しなければならない。
7 この省令は、昭和四三年五月一日農林省令第二六号）抄	三 当該漁獲物等の積込みの前最後に当該外國漁船を寄港させた港の名称及び所在地並びに当該港までの航海の目的
8 この省令は、昭和四三年六月二六日農林省令第四六号）抄	四 当該漁獲物等の積込みの前最後に当該外國漁船を寄港させた港の名称及び所在地並びに当該港までの航海の目的
9 この省令は、昭和四四年五月一日農林省令第四六号）抄	五 当該漁獲物等の積込みの前最後に当該外國漁船を寄港させた港の名称及び所在地並びに当該港までの航海の目的
10 この省令は、昭和四四年五月一日農林省令第四六号）抄	六 当該漁獲物等の積込みの前最後に当該外國漁船を寄港させた港の名称及び所在地並びに当該港までの航海の目的
11 この省令は、昭和四四年五月一日農林省令第四六号）抄	七 当該漁獲物等の積込みの前最後に当該外國漁船を寄港させた港の名称及び所在地並びに当該港までの航海の目的

1 この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。	2 この省令の施行前にした行為及び前項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
3 この省令は、法の施行の日（昭和四十二年十月十二日）から施行する。	4 この省令は、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律の施行の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。
5 この省令は、公布の日から施行する。	6 この省令は、公布の日から施行する。
7 この省令は、公布の日から施行する。	8 この省令は、公布の日から施行する。
9 この省令は、公布の日から施行する。	10 この省令は、公布の日から施行する。
11 この省令は、公布の日から施行する。	12 この省令は、公布の日から施行する。